

情報提供

那医発第 330 号
令和 5 年 8 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について（周知）」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

沖 医 発 第 7 6 3 号 F
令 和 5 年 8 月 1 6 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの 医療機関・薬局での対応について（周知）

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。
本通知は、令和 5 年 4 月より原則義務化となりましたオンライン資格確認システムに関する通知文書となっております。
デジタル庁「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、介護福祉施設・障害福祉施設等にて、本人に代わって、入所者のマイナンバーカードを施設長等が代理人として管理する考え方が示されたところです。
管理者から不安の声が寄せられている状況を受けて、本年 11 月より、第 3 者が不正な利用を行えないように、顔認証による利用を前提とした、「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の受付、交付が予定されることとなっております。
現在政府は、顔認証付きカードリーダーの精度向上等の改善をメーカーに要請しているところですが、日本医師会としましては、これらの対応の際に、医療機関に更なる負担が生じることがないように引き続き注視するとともに、本件について、新たな詳細がわかりましたら、随時お知らせを致します。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の概要
・暗証番号の入力ができないカードであるため、暗証番号入力を必要とするマイナポータルや行政サービスを利用することができません。

・医療機関で資格確認を行う場合には、顔認証で本人確認を行っていただく必要があります。また、患者がカードリーダーの前に立てないなど顔認証を行うことが難しい場合は、医療機関が対応可能であれば、オンライン資格確認の機能である「目視確認」モードを立ち上げて、医療機関の受付の方が患者さんの顔とマイナンバーカードの顔写真見ること、目視で確認することもできます。ただし、「目視確認」モードを利用した後は、元のモード（基本設定では「自動運転」モード）に戻しておかないと、次の患者が顔認証できなくなりますので、ご注意ください。

・令和5年7月20日日医発第765号（保険）「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」において、スマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして情報を確認する方法が示されておりますが、本カードでは、マイナポータルが利用できませんので、健康保険証を持参してない場合は、「被保険者資格申立書」にて対応いただくこととなりますので注意が必要です。

- 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について（周知）
（令和5年8月8日（日医発第883号（情シ）（保険）））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



1

日医発第 883 号(情シ)(保険)
令和 5 年 8 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの
医療機関・薬局での対応について (周知)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
オンライン資格確認等システムにて、デジタル庁「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」にて、本年 2 月 17 日に取りまとめられた中間とりまとめにおいて、介護福祉施設・障害福祉施設等にて、本人に代わって、入所者のマイナンバーカードを施設長等が代理人として管理する考え方が示されました。本件について、管理者から不安の声が寄せられている状況を受けて、第三者が不正な利用を行えないように、顔認証による利用を前提とした、「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の交付を検討し、本年 11 月から申請受付、交付が予定されることになりました。

現時点で本カードの概要や留意事項が厚生労働省から示されましたので、ご案内いたします。

「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の概要

- ・暗証番号の入力ができないカードであるため、暗証番号入力を必要とするマイナポータルや行政サービスを利用することができません。
- ・医療機関で資格確認を行う場合には、顔認証で本人確認を行っていただく必要があります。また、患者がカードリーダーの前に立てないなど顔認証を行うことが難しい場合は、医療機関が対応可能であれば、オンライン資格確認の機能である「目視確認」モードを立ち上げて、医療機関の受付の方が患者さんの顔とマイナンバーカードの顔写真見ること、目視で確認することもできます。ただし、「目視確認」モードを利用した後は、元のモード（基本設定では「自動運転」モード）に戻しておかないと、次の患者が顔認証できなくなりますので、ご注意ください。
- ・令和 5 年 7 月 20 日日医発第 765 号(保険)「マイナンバーカードによるオンラ

イン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」において、スマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして情報を確認する方法が示されておりますが、本カードでは、マイナポータルが利用できませんので、健康保険証を持参していない場合は、「被保険者資格申立書」にて対応いただくこととなりますので注意が必要です。

現在政府は、顔認証付きカードリーダーの精度向上等の改善をメーカーに要請しているところですが、日本医師会としましては、これらの対応の際に、医療機関に更なる負担が生じることがないように引き続き注視してまいります。本件について、新たな詳細がわかりましたら、随時お知らせしてまいります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・令和5年8月7日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について（周知）」

別添資料の「令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知」については、令和5年7月20日日医発第765号(保険)「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における診療報酬等の請求の取扱いについて」に読み替えて参照ください。

以上

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について
(周知)

日頃より、貴団体におかれては、医療保険行政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、国民の皆様にごこうしたメリットを享受していただけるよう、政府においては、取得に支援が必要な方に円滑にマイナンバーカードを取得いただける環境整備に取り組んでいます。本年2月17日にとりまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ」においては「施設等が本人に代わって入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声が聞かれた」こと、「暗証番号の設定に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、暗証番号の取扱いについて検討する」ことが指摘されており、これに対する対応として、政府においては、本年11月から暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの申請受付・交付を開始することを予定しています。

つきましては、現時点での暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要や医療機関・薬局での対応の留意事項をお示ししますので、別添団体各位におかれましては、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの詳細については、追ってお知らせします。

記

1. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードは、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、マイナンバーカードに記録されている顔写真を用いて、顔認証等により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認を行うことができます。

また、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号の設定が必要な既存のマイナンバーカードと同様、患者本人の同意に基づき、医療機関・薬局において、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を閲覧できるようになり、より

多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

2. 医療機関・薬局での対応の留意事項

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては、医療機関・薬局においては、以下の点に御留意ください。

- ① 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号による本人確認ができませんので、本人確認の方法としては、顔認証を行っていただくことが基本となります。
 - ② 顔認証の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認が可能であります。こうした対応について、医療機関・薬局において、可能な限り御協力をお願いします。目視モードの立ち上げ方法及び利用方法の流れについては、別紙を御参照ください。
- ※ なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードに関して、待合スペース等にいる本人の顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能ですが、薬局において、代理の方が薬剤を受け取りに来るなど、本人が不在の場合は、目視での確認はできませんので、処方箋又は資格確認書で資格確認をしていただくこととなります。
- ③ 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知）において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケースにおける資格確認の方法としては、2の（1）において、「患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合…は、当該マイナポータルの画面…を医療機関等の受付窓口へ提示することにより資格確認を行う」としてありますが、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについてはマイナポータルを利用することができないため、当該患者が健康保険証を持参していない場合は、同通知の2の（2）に記載のとおり「患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書…を可能な範囲で記入いただき」、医療機関・薬局の窓口へ提出いただきます。

3. 今後の対応

本年11月から申請受付・交付を予定している暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付開始に備え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては本人確認の方法としては顔認証を行っていただくことが基本となることから、現在、顔認証付きカードリーダーの顔認証の精度向上等に向けて、各カードリーダーメーカーに対して対応を要請しており、各カードリーダーメーカーにおいては、8月以降順次必要な改善対応が図られる見込みです。また、こうした対応に加え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでも円滑に医療機関・薬局を受診等ができるように対応策を検討中であり、詳細は追ってお知らせします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。



2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。



目視確認モード利用方法の流れ※

※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



○目視確認の留意事項○

目視確認は、本人確認作業を医療機関等の職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお気をつけください。